

## 7 健康福祉課

### (1) 三種病原体等の所持又は輸入の届出等の監督業務

#### ① 概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、病原性を有し、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある感染症の病原体等について、その所持、輸入の禁止、許可、届出、基準の遵守等の規制を設けており、同法に基づき適正に管理を行う必要があります。

近畿厚生局では、三種病原体等の所持又は輸入の届出に関する業務、また三種及び四種病原体等所持に関する管理監督業務を行っています。

#### ② 実績

	26年度	27年度	28年度
所持届出の受理件数	0件	1件	0件
所持変更届の受理件数	12件	14件	8件
輸入届出の受理件数	0件	0件	0件
三種病原体所持施設への立入検査	7施設	7施設	5施設

(注) 三種病原体等所持施設に対する定期の立入検査は、所定の周期で行っており、計画どおり実施

#### ③ 所管施設の状況

	26年度末	27年度末	28年度末
三種病原体所持施設数	25施設	16施設	15施設

### (2) 児童扶養手当の支給に関する事務についての指導監査

#### ① 概要

平成14年8月から児童扶養手当の受給資格認定等の事務が都道府県から市及び福祉事務所設置町村へ権限移譲されたことに伴い、指導監査の対象についても市等まで拡大されたことから、平成15年度から管内の市等に対する指導監査を実施しています。

本指導監査は、児童扶養手当支給事務の円滑な実施の確保を目的として、地方自治法第245条の4の規定に基づき実施するものであり、児童扶養手当支給事務指導監査実施要綱により、都道府県に対し3年に1回程度、市等に対し6年に1回程度の指導監査を行っています。

また、当該監査官は中国四国厚生局、九州厚生局管内の指導監査も実施しています。

## ② 実績

### ア 管内の指導監査等の状況

	26年度	27年度	28年度
近畿厚生局管内の指導監査	21ヶ所	20ヶ所	20ヶ所
中国四国厚生局管内の指導監査	21ヶ所	20ヶ所	20ヶ所
九州厚生局管内の指導監査	20ヶ所	20ヶ所	20ヶ所
計	62ヶ所	60ヶ所	60ヶ所

(注) 児童扶養手当の支給事務についての指導監査は、所定の周期で行っており、計画どおり実施

### イ 監査指導における指摘事項の概要

事項	主な内容
障害認定医の配置	・障害認定医を配置すること
新規認定請求書の受理事務	・必要書類（戸籍謄本・申立書）が添付されていることを確認し受理すること
現況届の未提出者に係る事務処理	・現況届の提出命令書は配達証明等により発出すること。 ・時効による資格喪失処理を適切に行うこと
公的年金給付等に係る事務処理	・公的年金給付等に係る事務処理において、差額支給月額 の計算に誤りがないか確認を行うこと
生計分離の確認	・同居の扶養義務者との生計分離について、公共料金の契約・負担の状況等客観的事実による確認を行うこと
資格喪失届に係る事務処理	・事実婚を資格喪失理由とする場合は、聞き取った内容を記録すること

## (3) 生活保護法の施行に関する事務に規定する保護施設指導監査

### ① 概要

保護施設に対する指導監査は、保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として、生活保護法第23条の規定に基づき実施しています。

指導監査の対象は、府県、政令指定都市、中核市が設置する保護施設であり、社会福祉監査官が担当し、対象となる施設に出向き行っています。

また、当該監査官は中国四国厚生局、九州厚生局管内の指導監査も実施しています。

※ 政令指定都市・中核市以外の市町村が設置する保護施設及び社会福祉法人が政令指定都市・中核市以外の市町村に設置する保護施設の指導監査は都道府県が実施し、政令指定都市・中核市内に社会福祉法人が設置する保護施設の指導監査は、政令指定都市・中核市が実施

② 実績

ア 管内の指導監査等の状況

	26年度	27年度	28年度
近畿厚生局管内の指導監査	4ヶ所	2ヶ所	4ヶ所
中国四国厚生局管内の指導監査	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
九州厚生局管内の指導監査	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
計	6ヶ所	4ヶ所	6ヶ所

(注) 保護施設の指導監査は、所定の周期で行っており、計画どおり実施

イ 指導監査における指摘事項の概要

事 項	主 な 内 容
運営管理関係	防災訓練の実施状況をみると、消火訓練が2回以上実施されていないため、消防法施行規則第3条等に基づき、消火訓練を年2回以上実施し、防災対策に万全を期すこと
	苦情解決に係る第三者委員は、中立・公正性の確保のため、複数人配置すること

(4) 府県市が行う保護施設指導監査に対する技術的助言

① 概要

都道府県、指定都市及び中核市が行う保護施設に対する指導監査の実施状況について、地方自治法第245条の4の規定に基づき実施しています。

技術的助言の対象は、保護施設に対する指導監査を実施している府県市であり、社会福祉監査官が担当し、それぞれの府県市に出向き行っています。

また、当該監査官は中国四国厚生局、九州厚生局管内の指導監査も実施しています。

② 実績

	26年度	27年度	28年度
近畿厚生局管内の指導監査	1ヶ所	0	0
中国四国厚生局管内の指導監査	0	0	0
九州厚生局管内の指導監査	0	0	0
計	1ヶ所	0	0

(注) 保護施設監査を新たに実施することとなった中核市に対し、中核市へ移行後1年が経過した後に技術的助言を行っており、平成28年度は該当する中核市がないため、実績はなし

(5) 生活保護法施行事務監査

① 概要

都道府県、指定都市及び中核市が実施する生活保護法施行事務のうち生活保護の医療扶助の適正実施の観点から、自立支援医療（人工透析療法）の優先適用に

かかる監査、向精神薬に関する重複処方状況の確認監査、及び自治体と指定医療機関に対する共同指導を生活保護法第 23 条に基づき実施しています。

対象は、近畿厚生局が管轄する府県市であり、生活保護監査官及び医療扶助指導検査官が担当し、各府県（2 府 5 県）に出向き行っています。

## ② 実績

	26 年度	27 年度	28 年度
医療扶助適正実施の監査	21 ヶ所	21 ヶ所	21 ヶ所

(注) 医療扶助適正実施の監査は、所定の周期で行っており、計画どおり実施

## (6) 民生委員・児童委員に関する業務

### ① 概要

民生委員は「民生委員法」の規定に基づき、都道府県知事が、市町村に設置された民生委員推薦会から推薦された者について、地方社会福祉審議会の意見を聴いて推薦し、厚生労働大臣が委嘱することになっており、その任期は 3 年とされています。

民生委員は、福祉事務所等関係行政機関に対する協力業務などを行ったり、民間の篤志奉仕者として、一人暮らし老人等の援護活動、相談活動など自主的な民間福祉活動に努めています。

なお、民生委員は児童福祉法の規定により、児童委員を兼務することとされており、その中で主に児童委員の業務を担当する民生・児童委員が主任児童委員とされています。

近畿厚生局では、民生委員・児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名、厚生労働大臣感謝状の授与や厚生労働大臣表彰の業務を行っています。

### ② 実績

#### ア 民生委員・児童委員の委嘱・解嘱の状況

	26 年度	27 年度	28 年度
民生委員・児童委員の委嘱	974 名	760 名	39,635 名
民生委員・児童委員の解嘱	794 名	868 名	458 名
主任児童委員の指名	108 名	83 名	3,691 名

#### イ 大臣表彰感謝状、表彰の状況

	26 年度	27 年度	28 年度
厚生労働大臣表彰（定時）	34 名	45 名	1,473 名
厚生労働大臣表彰（随時）	6 名	14 名	16 名
厚生労働大臣感謝状の授与	305 名	321 名	8,055 名

### ③ 民生委員・児童委員数

	26 年度末	27 年度末	28 年度末
民生委員・児童委員数	39,414 名	39,315 名	39,298 名

<民生委員・児童委員数の内訳（平成28年度）>

	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
委員数	1,844名	2,589名	2,814名	5,598名	5,060名	2,241名	1,943名
うち主任児童委員	134名	230名	249名	431名	289名	214名	151名

	京都市	大阪市	堺市	神戸市	大津市	高槻市	東大阪市
委員数	2,729名	4,023名	1,117名	2,440名	653名	501名	797名
うち主任児童委員	405名	611名	92名	331名	64名	37名	50名

	豊中市	枚方市	姫路市	西宮市	尼崎市	奈良市	和歌山市
委員数	573名	493名	919名	668名	818名	754名	724名
うち主任児童委員	41名	41名	62名	39名	23名	89名	82名

	合計
委員数	39,298名
うち主任児童委員	3,665名

## （7）指定医療機関の指定等

### ① 概要

次の法律に基づき、国の責任において適切に医療の給付を行う必要があることなどから、その医療を担当する医療機関等（病院、診療所、薬局等）を厚生労働大臣などが指定しています。

### ② 実績

	26年度	27年度	28年度
生活保護法に基づく指定医療機関等数	45機関	45機関	45機関

（注1）国が開設したもの（独立行政法人国立病院機構、国立大学法人附属病院など）に限る

（注2）平成28年度末における指定医療機関名と所在地は、資料編の86頁を参照

## （8）特定感染症指定医療機関に係る監督

### ① 概要

特定感染症指定医療機関とは、新感染症（人から人に感染すると認められる疾病であって、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力及び罹患した場合の重篤度から判断して危険性が極めて高い感染症）の医療を担当する医療機関です。

近畿厚生局では、厚生労働大臣が指定した特定感染症指定医療機関1ヶ所の監督に関する業務を行っています。

※ 平成28年度末における指定医療機関名と所在地は、資料編の86頁を参照

## (9) クリーニング業法に基づく指定試験機関の指定等に関する業務

### ① 概要

クリーニング師の免許は、都道府県知事がクリーニング師試験に合格した者に与えることとなっており、都道府県知事は衛生法規に関する知識、公衆衛生に関する知識、洗たく物の処理に関する知識及び技能について年1回以上試験を行っております。この試験事務について、都道府県知事は厚生労働大臣の指定する者に委任することができることとなっています。

近畿厚生局では、試験機関の指定、試験事務規程及び事業計画の認可が主な業務であり、この他にクリーニング師試験の受験資格に係る学力認定業務を行うこととなっています。

### ② 実績

平成28年度まで実績はありませんでした。

## (10) 省エネ法に基づく報告書の受理等に関する業務

### ① 概要

エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づき、当局管内の対象事業所から中長期計画書及び定期報告書を受理する業務を行っています。

受理した中長期計画書及び定期報告書については、厚生労働本省へ送付しています。

※対象事業所・・・前年度におけるエネルギー使用量が1500kL（原油換算）以上となる事業所

### ② 実績

	26年度	27年度	28年度
中長期計画書及び定期報告書の受理	297件	304件	307件

## (11) 温室効果ガス排出量の報告書の受理等に関する業務

### ① 概要

地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき、当局管内の特定排出者から温室効果ガスの排出量の報告書を受理する業務を行っています。

受理した報告書については、厚生労働本省へ送付しています。

※特定排出者・・・年間の排出量が温室効果ガスの種類ごとに3000t-CO<sub>2</sub>以上排出している事業所

### ② 実績

	26年度	27年度	28年度
温室効果ガス排出量の報告書の受理	0件	0件	10件

## (12) 地方公共団体に対する補助金等の交付に関する業務

### ① 概要

地方公共団体に対する補助金等の交付に関する業務については、都道府県等からの交付申請書・実績報告書の審査、交付決定・精算確定等を行っています。

### ② 実績（平成28年度）

補助金名	交付目的	交付対象等
結核医療費国庫負担 (補助)金	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等並びに従業禁止・命令入所患者に対する医療に要する費用の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県14市  28年度交付決定額 (負担金) 706,098,007円 (補助金) 59,777,954円
原爆被爆者健康診断 費交付金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図ることを目的としています。	2府5県  28年度交付決定額 108,818,673円
原爆被爆者手当交付 金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の手当支給事務に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持促進を図ることを目的としています。	2府5県  28年度交付決定額 4,934,711,451円
原爆被爆者葬祭料交 付金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげることを目的としています。	2府5県  28年度交付決定額 119,906,542円
児童扶養手当給付費 国庫負担金	児童扶養手当法に基づき、都道府県知事等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県122市町村  28年度交付決定額 31,545,572,966円

補助金名	交付目的	交付対象等
特別児童扶養手当事務取扱交付金	特別児童扶養手当の支給に関する法律に基づき、都道府県知事等が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費を交付しています。	2府5県211市町村  28年度交付決定額 208,988,209円
特別障害者手当等給付費国庫負担金	特別児童扶養手当の支給に関する法律に基づき、都道府県等が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県122市町村  28年度交付決定額 8,178,131,178円
児童入所施設措置費等国庫負担金	児童福祉法第27条第1項第3号による施設等への入所又は委託、第22条による助産の実施、第23条による母子保護の実施に係る同法第45条の最低基準の維持を図ることを目的としています。	2府5県122市町  28年度交付決定額 21,463,605,340円
保育所等整備交付金	地方公共団体等が整備する保育所等に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的としています。	2府5県11市  28年度交付決定額 13,644,509,000円 28年度財産処分 1件(内包括1件)
婦人保護費国庫負担(補助)金	売春防止法及び配偶者暴力防止法に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること、及び配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的としています。	2府5県  28年度交付決定額 (負担金) 155,949,450円 (補助金) 188,591,634円

補助金名	交付目的	交付対象等
保健衛生施設等施設 ・設備整備費国庫補助金	感染症指定医療機関、精神科病院等の施設及び設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。	2府5県5市12法人  28年度交付決定額 (施設) 2件 16,183,000円 (設備) 37件 169,719,000円  28年度財産処分 9件 (内包括9件)
社会福祉施設等施設 整備費国庫補助金	地方公共団体等が整備する施設整備等に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的としています。	2府5県11市  28年度交付決定額 4,345,076,000円  28年度財産処分 198件 (内包括166件)
地域介護・福祉空間 整備等交付金	市町村が作成した先進的事業整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付することにより、地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設及び設備等の整備事業の推進の実施により介護離職の防止に資することを目的としています。	313市町村  28年度交付決定額 1,599,563,000円  28年度財産処分 9件 (内包括3件)
次世代育成支援対策 施設整備交付金	児童福祉施設等の整備に要する経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進することを目的としています。	2府5県16市町  28年度交付決定額 1,508,771,000円  28年度財産処分 4件 (内包括4件)
保健衛生施設等災害 復旧費補助金	暴風、洪水、高潮、地震、その他の災害により被害を受けた保健衛生施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助しています。	28年度は、実績なし

補助金名	交付目	交付対象等
社会福祉施設等災害復旧費補助金	暴風、洪水、高潮、地震、その他の災害により被害を受けた社会福祉施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助しています。	28年度は、実績なし

### (13) 各種養成施設等の指定・登録及び指導監督等

#### ① 概要

次の9種類（大学等科目確認を含む。）の養成施設等について、指定・登録、指定の取消し、変更の承認、各種届出・報告書の受理及び指導監督等の業務を行っています。

ア 管理栄養士養成施設

イ 栄養士養成施設

ウ 社会福祉士養成施設

エ 介護福祉士養成施設

オ 福祉系大学等（大学等において開講する社会福祉士に関する科目の確認）

カ 福祉系高等学校（介護福祉士の受験資格の取得）

キ 介護福祉士実務者養成施設（実務者研修）

ク あん摩マッサージ指圧師養成施設

ケ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設

※ 社会福祉士、介護福祉士、介護福祉士実務者養成施設（実務者研修）の大学・短大の養成施設は近畿厚生局で業務を実施

#### ② 指定等状況

ア 所管する養成施設等の数及び課程数：141 施設 151 課程（平成 28 年度末現在）

施設の種類の	施設数	課程数	施設の種類の	施設数	課程数
管理栄養士養成施設	32(30)	32(30)	福祉系高等学校	15(19)	15(19)
栄養士養成施設	24(24)	24(24)	介護福祉士実務者養成施設	2(2)	2(2)
社会福祉士養成施設	1(1)	1(1)	あま指師養成施設	2(2)	2(2)
介護福祉士養成施設	18(18)	19(20)	あはき師養成施設	5(5)	5(5)
福祉系大学等	42(42)	51(53)			

（注1）「あま指師養成施設」は「あん摩マッサージ指圧師養成施設」、「あはき師養成施設」は「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設」、をいう（以下の「施設の種類の」についても同じ）

（注2）施設数欄と課程数欄の括弧書きは平成 27 年度末の数

（注3）平成 28 年度末における各種養成施設の指定状況一覧は、資料編の 87 頁～96 頁を参照

イ 新規指定（承認）件数： 5 件（平成 28 年度）

施設の種類の	件数	施設の種類の	件数	施設の種類の	件数
管理栄養士養成施設	1	介護福祉士養成施設	1	介護福祉士実務者養成施設	0
栄養士養成施設	0	福祉系大学等	2	あま指師養成施設	0
社会福祉士養成施設	0	福祉系高等学校	1	あはき師養成施設	0

<平成 28 年度新規指定（承認）状況>

施設の種類の	施設名	所在地	課程	定員
管理栄養士養成施設	梅花女子大学食文化学部管理栄養学科	大阪府 茨木市	昼間 4 年	40 名

施設の種類	施設名	所在地	課程	定員
介護福祉士養成施設	関西福祉科学大学社会福祉学部社会福祉学科 介護福祉士養成課程	大阪府 柏原市	昼間 4年	40名
福祉系大学	京都ノートルダム女子大学現代人間学部 福祉生活デザイン学科社会福祉コース	京都府 京都市	昼間 4年	30名
	大阪歯科大学医療保健学部社会福祉士コース	大阪府 枚方市	昼間 4年	15名
福祉系高等学校	長尾谷高等学校普通科 (通信制課程技能連携東洋学園高等専修学校福 祉学科福祉コース)	大阪府 枚方市	通信 3年	60名

ウ 内容変更承認件数：18件（平成28年度）

施設の種類	件数	施設の種類	件数
管理栄養士養成施設	7(5)	福祉系高等学校	1(2)
栄養士養成施設	7(5)	介護福祉士実務者養成施設	0(0)
社会福祉士養成施設	1(0)	あま指師養成施設	0(2)
介護福祉士養成施設	2(4)	あはき師養成施設	0(3)
福祉系大学等	0(1)		

(注) 件数欄の括弧書きは平成27年度の数

エ 内容変更届件数：142件（平成28年度）

施設の種類	件数	施設の種類	件数
管理栄養士養成施設	6(6)	福祉系高等学校	26(26)
栄養士養成施設	2(1)	介護福祉士実務者養成施設	1(2)
社会福祉士養成施設	3(4)	あま指師養成施設	0(0)
介護福祉士養成施設	28(23)	あはき師養成施設	1(0)
福祉系大学等	75(73)		

(注) 件数欄の括弧書きは平成27年度の数

### ③ 指導状況

#### ア 指導調査の実施

養成施設等の適切な運営に資するため、各養成施設等に赴いて指定及び登録基準等に係る関係法令等の遵守状況を確認し、必要な指導を行っています。

(平成28年度実績：11施設)

施設の種類	施設数	施設の種類	施設数
管理栄養士養成施設	3	福祉系高等学校	0
栄養士養成施設	1	介護福祉士実務者養成施設	0
社会福祉士養成施設	0	あま指師養成施設	0
介護福祉士養成施設	6	あはき師養成施設	1

イ 指導件数

指導件数：34件（文書9件、口頭25件）

施設の種類	文書	口頭	施設の種類	文書	口頭
管理栄養士養成施設	5	10	介護福祉士養成施設	4	14
栄養士養成施設	0	1	あはき師養成施設	0	0

ウ 具体的な指導の内容

事項	内 容
教育（授業）に関する事	<b>1. 授業時間</b>
	<p>&lt; 事例 1 &gt; 平成 25 年度実施の「栄養生化学」について、学則に規定する授業時間に対し、授業実施時間の不足が認められた。また、平成 25 年度実施の「食品学総論」については、担当教員が不在のなか課題の実施を履修時間に含めていたこと、平成 26 年度実施の「基礎栄養学Ⅱ」については、担当教員が不在のなか授業を実施し、履修時間に含めていたことが認められた。</p> <p>[指導内容] 補講を計画し、学生に説明を行ったうえで実施すること。なお、他の授業についても同様の確認を行い、必要に応じ対応を図ること。</p> <p>[根拠規定] 栄養士養成施設指導要領第 8 の 1（管理栄養士）</p>
	<p>&lt; 事例 2 &gt; 一部の科目について、担当教員が不在の中、他の教員により授業を実施し、履修時間に含めていることが認められた。</p> <p>[指導内容] 今後は授業計画（シラバス）に示す担当教員による授業を実施すること。なお、担当教員以外が行った授業については、補講を計画し、学生に説明を行った上で実施すること。</p> <p>[根拠規定] 栄養士養成施設指導要領第 8 の 1（管理栄養士）</p>
	<b>2. 開講方法</b>
	<p>&lt; 事例 1 &gt; 専門基礎分野「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」及び「食べ物と健康」並びに専門分野「基礎栄養学」、「応用栄養学」、「臨床栄養学」及び「公衆栄養学」の科目において、他学科と合併して授業を行うことができる体制となっていた。</p> <p>[指導内容] 開講方法を見直すこと。</p> <p>[根拠規定] 栄養士養成施設指導要領第 8 の 6（管理栄養士）</p>
	<p>&lt; 事例 2 &gt; 時間割を見ると、開講している一部の選択科目について、介護福祉士学校の学生が受講するには他の必修開講科目の時間帯と重複しており、当該選択科目を受講することが事実上困難であった。</p> <p>[指導内容] 時間割を組み替える等、検討すること。</p> <p>[根拠規定] 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第 5 条第 3 号（介護福祉士）</p>
	<p>&lt; 事例 3 &gt; 時間割を見ると、一部科目の時間数が時間割と学則で相違があった。</p> <p>[指導内容] 統一を図ること。</p> <p>[根拠規定] 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第 5 条第 3 号（介護福祉士）</p>

事項	内 容
教員に関すること	<b>1. 専任教員</b>
	<p>&lt; 事例 1 &gt; 栄養教育論及び公衆栄養学を担当する管理栄養士である専任教員について、配置されていなかった。</p> <p>[指導内容] 管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する専任教員を配置すること。</p> <p>[根拠規定] 管理栄養士学校指定規則第2条第1項第6号（管理栄養士）</p>
	<b>2. その他の教員</b>
	<p>&lt; 事例 1 &gt; 専門基礎分野の「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」及び「食べ物と健康」を担当する一部の兼任教員について、教員の資格基準を満たしていないことが確認された。</p> <p>[指導内容] 資格基準を満たす教員を配置すること。</p> <p>[根拠規定] 栄養士法施行規則第9条第6号（管理栄養士）</p>
教員に関すること	<b>3. 記録</b>
	<p>&lt; 事例 1 &gt; 教員の出勤状況について、記録の不備が見受けられた。</p> <p>[指導内容] 今後は確実に記録すること。</p> <p>[根拠規定] 栄養士養成施設指導要領第6の13（管理栄養士、栄養士）</p>

事項	内 容
学生及び生徒に関すること	<b>1. 記録</b>
	<p>&lt; 事例 1 &gt; 学生の出席簿について、記録に不備が見受けられた。</p> <p>[指導内容] 今後は確実に記録すること。</p> <p>[根拠規定] 栄養士養成施設指導要領第7の9（管理栄養士）</p> <p>&lt; 事例 2 &gt; 出席簿を見ると、学校内での出席簿の記載方法が統一されていなかったことから、学生の出席状況が把握できなかった。</p> <p>[指導内容] 出席簿の記載方法を統一し、確実に把握できるようにすること。</p> <p>[根拠規定] 介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針 I - 6 - (3)（介護福祉士）</p>

事項	内 容
施設及び備品に関すること	<b>1. 施設及び備品</b>
	<p>&lt; 事例 1 &gt; 給食経営管理実習室について、備えるべき機械・器具である「給食計画及び実務のためのコンピュータ」が備えられていなかった。</p> <p>[指導内容] 当該実習室に備えること。</p> <p>[根拠規定] 栄養士法施行規則第9条第16号（栄養士）</p>
	<p>&lt; 事例 2 &gt; 給食経営管理実習室について、汚染作業区域と非汚染作業区域が明確にされていなかった。</p> <p>[指導内容] 作業区域を明確に区分するとともに、人の流れについても明確にし、食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた給食の実習を行うための施設として整備すること。</p> <p>[根拠規定] 栄養士法施行規則第11条第11号（管理栄養士）</p>
	<p>&lt; 事例 3 &gt; 栄養教育実習室について、専門分野「栄養教育論」の授業を行うのに適切な状態ではなく、教育上必要な実習室として機能していなかった。</p> <p>[指導内容] 授業運営に支障がないよう、かつ教育効果が上がるよう検討すること。</p> <p>[根拠規定] 管理栄養士学校指定規則第2条第1項第7号（管理栄養士）</p>

事項	内 容
諸規程に関すること	<b>1. 学則</b>
	<p>&lt; 事例 1 &gt; 学則を見ると、社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第4において編成された各科目の出席時間数が学校指定規則に定める時間数の3分の2（介護実習は5分の4）を満たさない者は当該科目の履修の認定をしない旨が規定されていなかった。</p> <p>[指導内容] 各科目の出席時間数が3分の2（介護実習は5分の4）を満たさない者は当該科目の履修の認定をしない旨を学則に明記すること。</p> <p>[根拠規定] 介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針I-6-(4)（介護福祉士）</p>
	<p>&lt; 事例 2 &gt; 学則を見ると、位置及び実習費が明示されていなかった。</p> <p>[指導内容] 学則に明示すること。</p> <p>[根拠規定] 介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針I-5-(ウ)(セ)（介護福祉士）</p>

事項	内 容
手 続 等 に 関 す る こ と	<b>1. 事務手続</b>
	<p>&lt; 事例 1 &gt; 主務大臣に変更の申請をせずに、未承認の普通教室・家政実習室を使用していた。</p> <p>[指導内容] 指定内容に変更がある場合には適正な手続を行うこと。</p> <p>[根拠規定] 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第1項 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第9条第1項第8号（介護福祉士）</p>
	<b>2. 情報開示</b>
	<p>&lt; 事例 1 &gt; 情報開示状況を確認すると、開示すべき情報の内容が一部開示されていなかった。</p> <p>[指導内容] 定められている全ての内容に関して情報を開示すること。</p> <p>[根拠規定] 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5条第18号 介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針I-10-(1)（介護福祉士）</p>

#### (14) 各種講習会の登録等業務

##### ① 介護技術講習会の届出業務

介護技術講習会は、介護福祉士試験の受験者の資質の向上と実技試験の適正実施に資することを目的として実施されるものです。福祉系高校の卒業者と3年以上介護等の業務に従事し、この講習会を修了した者は、介護福祉士試験において実技試験が免除されます。

この講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、この講習会の届出書、変更届出書、実施報告書等を受理し、その内容を確認する業務を行っています。

平成28年度は、講習会等（平成27年度は11件）について、届出はありませんでした。

##### ② 社会福祉士実習演習担当教員講習会、介護教員講習会の届出業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設又は福祉系大学の専任教員等は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があります。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容を確認する業務を行っています。

平成28年度は、社会福祉士実習演習担当教員講習会（平成27年度は0件）及び介護教員講習会（平成27年度は1件）について、届出はありませんでした。

##### ③ 社会福祉士実習指導者講習会、介護福祉士実習指導者講習会の届出業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、福祉系高等学校又は福祉系大学の実習施設の実習指導者は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があります。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容を確認する業務を行うとともに、実施した講習会の修了者名簿を受理しています。

平成 28 年度は、社会福祉士実習指導者講習会が 2 件（平成 27 年度は 5 件）、介護福祉士実習指導者講習会が 3 件（平成 27 年度は 2 件）の提出がありました。

④ 実務者研修教員講習会、医療的ケア教員講習会の届出業務

平成 28 年度から介護福祉士国家試験の実務者経験者の受験要件に、3 年以上の実務経験に加えて、実務者研修の受講を義務付けており、この実務者研修の専任教員（教務の主任者）及び介護過程Ⅲを教授する教員は、原則「実務者研修教員講習会」を受講することが必要です。

また、平成 28 年度から介護福祉士が業務として喀痰吸引等を行うことが可能となるため、介護福祉士養成施設で喀痰吸引等に関する医療的ケアの教育が必要となります。この医療的ケアを教授する教員は、原則、「医療的ケア教員講習会」を受講することが必要です。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容の確認と、講習会修了者名簿を受理する業務を行っています。

平成 28 年度は、実務者研修教員講習会が 22 件（平成 27 年度は 10 件）、医療的ケア教員講習会が 119 件（平成 27 年度は 60 件）の提出がありました。